

# 個人住民税の概要

## 均等割及び所得割

区 分	個 人 住 民 税	(参考) 所 得 税																																									
課税主体	賦課期日（1月1日）現在の住所地の市（区）町村及び都道府県	国																																									
納税義務者	①市区町村・都道府県内に住所を有する個人（均等割・所得割） ②市区町村・都道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人（①に該当する者を除く）（均等割）	日本国内に住所又は居所を有する個人等																																									
課税方式	賦課課税方式（市町村が税額を計算、確定）	申告納税方式（納税者又は源泉徴収義務者の申告、年末調整により、税額を確定）																																									
課税標準	（所得割）前年中の所得金額	所得金額（現年）																																									
税率	<p>所 得 割</p> <p>&lt;総合課税分&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">標準税率</th> </tr> <tr> <th>（都道府県）</th> <th>（市町村）</th> <th>（合 計）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 律</td> <td>4%</td> <td>6%</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 指定都市に住所を有する者については、道府県民税2%・市町村民税8%。</p> <p>&lt;分離課税分&gt;</p> <p>（例）課税長期譲渡所得金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>（都道府県）</th> <th>（市町村）</th> <th>（合 計）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 律</td> <td>2%</td> <td>3%</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>均 等 割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>3,500円</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率			（都道府県）	（市町村）	（合 計）	一 律	4%	6%	10%		（都道府県）	（市町村）	（合 計）	一 律	2%	3%	5%		標準税率（年額）	都道府県	1,500円	市町村	3,500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税総所得金額等</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>195万円以下</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>330万円以下</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>695万円以下</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>900万円以下</td> <td>23%</td> </tr> <tr> <td>1,800万円以下</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td>4,000万円以下</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>4,000万円超</td> <td>45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>課税長期譲渡所得金額</p> <p>一律 15%</p>	課税総所得金額等	税率	195万円以下	5%	330万円以下	10%	695万円以下	20%	900万円以下	23%	1,800万円以下	33%	4,000万円以下	40%	4,000万円超	45%
	標準税率																																										
	（都道府県）	（市町村）	（合 計）																																								
一 律	4%	6%	10%																																								
	（都道府県）	（市町村）	（合 計）																																								
一 律	2%	3%	5%																																								
	標準税率（年額）																																										
都道府県	1,500円																																										
市町村	3,500円																																										
課税総所得金額等	税率																																										
195万円以下	5%																																										
330万円以下	10%																																										
695万円以下	20%																																										
900万円以下	23%																																										
1,800万円以下	33%																																										
4,000万円以下	40%																																										
4,000万円超	45%																																										
所得控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎控除 33万円</li> <li>配偶者控除 33万円</li> <li>扶養控除 33万円 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左 38万円</li> <li>・ " 38万円</li> <li>・ " 38万円 等</li> </ul>																																									
課税最低限	夫婦2人の給与所得者（子のうち1人が一般扶養控除、1人が特定扶養控除の対象） 270万円	325万円																																									
税額控除	<p>（二重負担を調整する主旨のもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配当控除</li> <li>外国税額控除</li> <li>配当割額控除</li> <li>株式等譲渡所得割額控除</li> </ul> <p>（税源移譲に伴う調整）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整控除</li> <li>住宅借入金等特別控除</li> </ul> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅借入金等特別控除</li> <li>寄附金税額控除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配当控除</li> <li>外国税額控除</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅借入金等特別控除</li> <li>試験研究を行った場合の特別控除 等</li> </ul>																																									
税収	124,908億円																																										
〔平成28年度決算額〕	〔均等割 3,342億円、所得割 119,197億円、利子割 445億円、配当割 1,282億円、株式等譲渡所得割 765億円〕	176,111億円																																									
納税義務者数	均等割 6,230万人 所得割 5,759万人	5,353万人																																									

※ 復興財源確保のため、平成26年度から35年度までの各年度分の均等割の標準税率について、年1,000円（都道府県分500円、市町村分500円）引き上げている。

※ 納税義務者数は、「平成29年度市町村税課税状況等の調」による。

利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の概要

	利 子 割	配 当 割	株式等譲渡所得割
①課税主体	都道府県		
②納税義務者	利子等の支払を受ける者 (都道府県内に所在する金融機関等を通じて支払を受ける個人に限る。)	一定の上場株式等の配当等及び特定古座外の割引債の償還金の差益金額(特定配当等)の支払を受ける者(都道府県内に住所を有する個人に限る。)	所得税において源泉徴収を選択した特定口座(源泉徴収選択口座)における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける者(都道府県内に住所を有する個人に限る。)
③課税標準	支払を受けるべき利子等の額	特定配当等の額	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額(特定株式等譲渡所得金額)
④税率	5%(所得税15%)	5%(所得税15%)	5%(所得税15%)
⑤徴収方法等			
・特別徴収義務者	利子等の支払又はその取扱いをする金融機関	特定配当等の支払をする株式の発行会社等又は支払を取り扱う金融証券会社等	源泉徴収口座を開設している金融証券会社等
・納入先	利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県	特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所地の都道府県	その支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県
・納入方法	その支払等の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	その支払の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払の際に徴収し、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入
⑥所得割との調整	(申告不可のため所得割との調整はない)	納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除(特定配当等について総合課税で申告した場合には、配当控除も適用)	
⑦交付金	各収入額から徴税费相当額(1%)を控除した後の金額の5分の3を市町村へ交付		
⑧税收	445億円(28年度決算額)	1,282億円(28年度決算額)	765億円(28年度決算額)

\* 平成22年1月1日より、源泉徴収口座内における上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算が可能となり、当該配当に係る配当割については、翌年の1月10日までに、当該配当の支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県に対して納入することとされた。

\* 平成25年度改正により公社債等に係る課税方式の変更及び金融商品間の損益通算範囲の拡大等を行っている。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用される。

\* 平成25年度改正により法人に係る利子割を廃止し、併せて法人税割額からの利子割の控除を廃止することとしている。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用される。